

処分地使用申請書（可燃用）			
(あて先) 千葉市長			
貴市の処分地を使用し廃棄物を処分することについて、下記廃棄物以外のものは絶対に搬入しないことを誓約し、申請いたします。			
記			
注意事項厳守		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
※太枠内をご記入ください。			
ごみの排出者 (申請者) 注1	住所 (法人の場合は 法人所在地)	<input checked="" type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 花見川区 <input type="checkbox"/> 稲毛区 <input type="checkbox"/> 若葉区 <input type="checkbox"/> 緑区 <input type="checkbox"/> 美浜区 千葉港1番1号	
	ふりがな 氏名 (法人の場合は 法人名及び 代表者氏名)	ちば たろう 千葉太郎	TEL 043-245-5653
ごみの発生場所 住所 注1	<input checked="" type="checkbox"/> 排出者住所 と同じ	<input type="checkbox"/> 中央区 <input type="checkbox"/> 花見川区 <input type="checkbox"/> 稲毛区 <input type="checkbox"/> 若葉区 <input type="checkbox"/> 緑区 <input type="checkbox"/> 美浜区	
ごみの運搬者 (搬入者※) 注2	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 排出者と同じ	
	ふりがな 氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 排出者と同じ	
処分のごみ (一般廃棄物) 注3	<input checked="" type="checkbox"/> 台所ごみ・生ごみ <input type="checkbox"/> リサイクルできない古紙、布類 <input type="checkbox"/> ゴム類 <input type="checkbox"/> 皮革類 <input type="checkbox"/> 電気毛布 <input type="checkbox"/> 草・枝、木くず(長さ50cm、太さ10cm以内) <input type="checkbox"/> ペットのフン等 <input checked="" type="checkbox"/> やわらかいプラスチック ●下記それぞれ1日10枚まで(該当するごみに <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、枚数を記入してください) <input checked="" type="checkbox"/> 布団 5 枚 <input checked="" type="checkbox"/> カーペット 1 枚 <input type="checkbox"/> マットレス 枚 <input checked="" type="checkbox"/> 畳 10 枚 ●上記にないものは以下に記入		
搬入車両番号 (ナンバーすべて) 注4	千葉○○た○○○		
処分場所 注5	<input checked="" type="checkbox"/> 北谷津清掃工場 TEL043(308)7335 <input type="checkbox"/> 北清掃工場 TEL043(258)5300		
使用期間	<input type="checkbox"/> 1回限り <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで		
申請日の搬入	kg	消費税相当額を含む 注6	円 受付者

記載例

太枠内(黄色の部分)をご記入ください

施設にごみを搬入する日を記入してください

ごみの排出者(ごみの所有者)の住所、氏名、電話番号を記入してください。

- ・ごみの発生場所が排出者住所と同じ場合、「排出者住所と同じ」にを入れてください。
- ・その他の場合は発生場所を記入してください。

- ・ごみの運搬者の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・ごみの排出者と同じ場合は、「排出者と同じ」にを入れてください。
- ・運搬者は注意事項2のとおりです。

施設へ搬入し処分するごみにを入れるか、ごみの名称を記入してください。

ごみを搬入する車両の番号(ナンバー)を記入してください。

いずれかの施設にを入れてください。

注意事項

- 処分地へごみを搬入する際、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等の千葉市在住であることが確認できるもの)を持参してください。また、千葉市外に在住する方で、千葉市内の実家や不動産の片付け等で発生したごみを搬入する場合は、ごみの発生場所と所有者が確認できる書類を持参ください(公共料金請求書等)。
- 運搬者(搬入者)は、**搬出者本人またはそのご家族、法人の場合は従業員**に限ります。
- 木材は太さ10cm、長さ50cm以下に裁断してください。畳、布団、カーペット、マットレスは、1/4に裁断のご協力をお願いします。1/4に裁断していないものは、1日10枚まで受入可能です。なお、スプリング、磁石、木枠、金枠等の入っているマットレスは受入れできません。
- レンタカー等についても搬入の際はナンバーの記入をお願いします。(当日記入可)
- 搬入受付時間：月～金曜日 13:00～18:00 土曜・日曜・祝日・休日・年末年始・定期修繕期間の搬入はできません。**ただし、**火災又は自然災害による被害対象者のみ**上記時間以外に月～土曜日 9:00～12:00 も搬入可とします。
- ごみの搬入には手数料がかかります。**その他、搬入にあたっては以下にご留意ください。
 - ・搬入可能なごみは、**千葉市内で発生し**、上記で申請したものです。それ以外のごみの搬入はお断りします。
 - ・施設の管理運営に支障をきたすごみの搬入はできません。(排出禁止物)
 - ・搬入の際は、危険防止のため施設職員の指示に従ってください。
 - ・運搬の際は、必ずシート等による飛散及び流出防止措置をとってください。
 - ・施設の計量器で実際に計量した正味重量(ごみを捨てる前後の車両の重量の差分)に対してごみ処理手数料を計算します。そのため、自宅のヘルスメーター等で計量した重量とは差異があることをご理解ください(特に少量のごみだと差が大きくなる傾向があります)。